

標準旅行業約款（別紙 特別補償規程）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

第1章 補償金等の支払い

（当社の支払責任）

- 1 条 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急激かつ偶然な外來の事故（以下「事故」といいます。）によって身体に傷害を受けたときに、本草から第4章までの規定により、旅行者は他の法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金（以下「補償金等」といいます。）を支払います。
- 2 前項の場合には、傷害の際にも、傷害の實質を問わざつて、吸収又は撲滅されると想定されるときと同様に生ずる中等症（組織的の吸入、吸収又は吸収した結果生ずる中等症状況を含みます。）を含みます。ただし、細胞性中毒は含みません。

（用語の定義）

- 2 条 この規程において「企画旅行」とは、標準旅行業約款募集集約企画旅行契約の部第2条第1項及び説明企画旅行契約の部第2条第1項に記載するものとします。
- 3 この規程において「企画旅行参加中」とは、旅行者が企画旅行に参加する目的をもって当社があらかじめ定めた会員券等によって購入された企画旅行日程に定める最初の運送、宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了した時から、最後の運送、宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了した時までの期間をいいます。ただし、旅行者があらかじめ定めた企画旅行の行程から離脱する場合において、離脱及び離脱の予定日時をあらかじめ記した日に出ていたときは、離脱の時から復帰の予定までの間は「企画旅行参加中」とし、また、旅行者が離脱及び帰路の予定時を離脱の時から届け出ることなく離脱したときと定めています。離脱したときは、他の離脱の時から離脱の時まで間に当該の離脱した時間から「企画旅行参加中」とはいたしません。また、当該企画旅行日程に、旅行者が当社の手続による宿泊機関等のサービスの提供を一切受けない日（旅行の標準によります。）が定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故によって運送者が被った損害に対するこの規程による補償金及び見舞金の支払いがない場合は、支払いません。
- 4 前項の「サービスの提供を受けることを完了した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。
- (1) 携乗員、当社の使用人は代理人を受け取る場合は、その受け取った時
- (2) 前号の受け取った時は、改札の終了時又は改札のないときは当該列車乗車時
- 車両であるときは、乗車時
- 宿泊機関であるときは、当該施設への到着時
- 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設からの退場時
- 5 第2項の「サービスの提供を受けることを完了した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。
- (1) 添乗員、当社の使用人は代理人を受け取る場合は、その告げた時
- (2) 前号の解説の知り得られない場合において、最後の運送、宿泊機関等、
- イ 航空機であるときは、乗客の乗客が上場できる飛行場構内からの退場時
- ロ 船舶であるときは、下船時
- ハ 鉄道であるときは、改札終了時又は改札のないときは当該列車降車時
- ニ 車両であるときは、降車時
- ホ 宿泊機関であるときは、当該施設からの退場時
- 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設からの退場時とします。

第2章 補償金等を支払わない場合

（補償金等を支払わない場合－その1）

- 3 条 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては、補償金等を支払いません。
- (1) 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- (2) 死亡・補償金等を受け取るべき者の故意。ただし、その者が死ぬ補償金の一部の受取人である場合は、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
- (3) 旅行者の自殺行為。犯行行為又は競争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- (4) 旅行者が法令で定められた運送資本を持たないで、又は車両によって正確な運送ができるないそれが運送の状態で自動車又は原動機付自転車を運送している間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- (5) 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法に違反するサービスの提供を受けている間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- (6) 旅行者の脳膜炎、疾患熱等は心神喪失。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- (7) 旅行者の妊娠、出産、流産等の外因的手術その他の医療処置。ただし、当社の補償金等を受け取るべき場合は、この限りではありません。
- (8) 戰争、外因的暴力行為、革命、暴動、暴乱、内乱、武装反乱その他のこれらに類似する事変又は暴動（この規程においては、群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏がされ、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいいます）。
- (9) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）若くは核燃料物質によって汚染された物（原子炉の裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有する特性又はそれらの性質による事故。
- (10) 第10号以外の放射線照射又は放射能汚染。
- 2 当社は、原因のいかんを問わず、頭部頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）又は腰痛で他覚症状のないものに対して、補償金等を支払いません。

（補償金等を支払わない場合－その2）

- 4 条 当社は、当社が旅行を主とする企画旅行の場合においては、前条に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては、補償金等を支払いません。
- (1) 地震、噴火又は津波
- (2) 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (3) 地震等を支払わない場合－その3）

- 5 条 当社は、次の各号に掲げる傷害に対しては、各号の行為が当社があらかじめ定めた企画旅行の行程に含まれている場合でなければ、補償金等を支払いません。ただし、各号の行為が当該旅行日程に含まれている場合は、旅行日程外の企画旅行参加中に、同様の行為によって了した傷害に対しては、補償金等を支払いません。
- (1) 旅行者が別表第1号に定めた運送を行っている間に生じた傷害
- (2) 旅行者が自動車、原動機付自転車又はモーターボートによる競技、競争、興行（いずれも補償金等を含みます。又は試運転（性能試験を目的とする運送又は操縦を含みます。）をしている間に生じた傷害。ただし、自動車又は原動機付自転車を用いて道路によってこれらのことを行っている間に生じた傷害については、企画旅行の行程に含まれていないとともに補償金等を支払いません。
- (3) 航空運送事業者による路線を走めて運航する航空機（定期便であつて不定期便であると聞いています。）の外の航空機を旅客がが操作している間に生じた傷害
- (4) 第5条の2号に該する事由がある場合は、補償金等を支払わないことがあります。ただし、その者が死ぬ補償金の一部の受取人である場合は、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
- (5) 労働者災害、暴力労働員、暴力労働組合員、暴力団關係係員その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当するとして認められること。
- (6) 反社会的勢力に対して賃貸等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められるること。
- (7) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- (8) その他の反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

第3章 補償金等の種類及び支払額

（死亡補償金の支払い）

- 6 条 当社は、旅行者が第3号の傷害を受け、その直接の結果として、事故の日から180日以内に後遺障害（身体に残された特徴においても回復できぬ）機能の重い障害又は身体の一部の欠損で、かつ、その原因になった傷害が治った後のものとします。以下同様に記載する事由にかかる場合は、旅行者1名につき、海外旅行を目的とする企画旅行においては2,500万円、国内旅行を目的とする企画旅行においては1,500万円（以下「補償金額」といいます。）を死亡補償金として旅行者の法定相続人に支払います。ただし、当該旅行者について、既に支払った後遺障害補償金がある場合は、補償金額から既に支払った金額を控除して残額を支払います。

- 7 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、事故の日から180日以内に後遺障害（身体に残された特徴においても回復できぬ）機能の重い障害又は身体の一部の欠損で、かつ、その原因になった傷害が治った後のものとします。以下同様に記載する事由にかかる場合は、旅行者1名につき、後遺障害補償金の支払額を決定します。ただし、別表第2の2号の各区分に準じて後遺障害補償金額の40%（4）及び52%（5）に掲げる機能障害に至らない場合に対しては、後遺障害補償金を支払いません。

- 8 同一の事故により2号以上の後遺障害が生じた場合は、当社は、その各々に就き前3項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第2の2号の7、8及び9に規定する上肢（腕及び手）又は下肢（脚及び足）の後遺障害に対しては、一般ごとの後遺障害補償金は、補償金額の5%をもつて限度とします。

- 9 前各項に基づいて当社が支払った後遺障害補償金額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき、補償金額をもつて限度とします。

（入院見舞金の支払い）

- 10 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、平常の業務に従事するなど又は通常の生活に堪えないと、かつ、入院（医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所に入院し、常識の範囲において治療を専念することをいいます。以下この規程において同様とします。）した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）に対し、次の区分に従って入院見舞金を旅行者に支払います。

（宿泊見舞金の支払い）

- 11 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、宿泊見舞金又は宿泊見舞金と死亡補償金又は入院見舞金と後遺障害補償金を支払います。ただし、細胞性中毒は含みません。

（通院見舞金の支払い）

- 12 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、平常の業務に従事するなど又は通常の生活に堪えないと、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所にて治療を専念することをいいます。以下この規程において同様とします。）した場合は、その日数（以下「通院日数」といいます。）に対し、その合計額を支払います。

（宿泊見舞金の支払い）

- 13 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、宿泊見舞金又は宿泊見舞金と死亡補償金又は通院見舞金を支払います。

（通院見舞金の支払い）

- 14 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、平常の業務に従事するなど又は通常の生活に堪えないと、かつ、入院（医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所に入院し、常識の範囲において治療を専念することをいいます。以下この規程において同様とします。）した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）に対し、その合計額を支払います。

（宿泊見舞金の支払い）

- 15 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、宿泊見舞金又は宿泊見舞金と死亡補償金又は通院見舞金を支払います。

（宿泊見舞金の支払い）

- 16 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、宿泊見舞金又は宿泊見舞金と死亡補償金又は通院見舞金を支払います。

（宿泊見舞金の支払い）

- 17 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、宿泊見舞金又は宿泊見舞金と死亡補償金又は通院見舞金を支払います。

（宿泊見舞金の支払い）

- 18 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、宿泊見舞金又は宿泊見舞金と死亡補償金又は通院見舞金を支払います。

（宿泊見舞金の支払い）

- 19 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、宿泊見舞金又は宿泊見舞金と死亡補償金又は通院見舞金を支払います。

（宿泊見舞金の支払い）

- 20 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、宿泊見舞金又は宿泊見舞金と死亡補償金又は通院見舞金を支払います。

（宿泊見舞金の支払い）

- 21 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、宿泊見舞金又は宿泊見舞金と死亡補償金又は通院見舞金を支払います。

（宿泊見舞金の支払い）

- 22 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、宿泊見舞金又は宿泊見舞金と死亡補償金又は通院見舞金を支払います。

（宿泊見舞金の支払い）

- 23 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、宿泊見舞金又は宿泊見舞金と死亡補償金又は通院見舞金を支払います。

（宿泊見舞金の支払い）

- 24 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、宿泊見舞金又は宿泊見舞金と死亡補償金又は通院見舞金を支払います。

（宿泊見舞金の支払い）

- 25 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、宿泊見舞金又は宿泊見舞金と死亡補償金又は通院見舞金を支払います。

（宿泊見舞金の支払い）

- 26 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、宿泊見舞金又は宿泊見舞金と死亡補償金又は通院見舞金を支払います。

（宿泊見舞金の支払い）

- 27 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、宿泊見舞金又は宿泊見舞金と死亡補償金又は通院見舞金を支払います。

（宿泊見舞金の支払い）

- 28 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、宿泊見舞金又は宿泊見舞金と死亡補償金又は通院見舞金を支払います。

（宿泊見舞金の支払い）

- 29 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、宿泊見舞金又は宿泊見舞金と死亡補償金又は通院見舞金を支払います。

（宿泊見舞金の支払い）

- 30 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、宿泊見舞金又は宿泊見舞金と死亡補償金又は通院見舞金を支払います。

（宿泊見舞金の支払い）

- 31 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、宿泊見舞金又は宿泊見舞金と死亡補償金又は通院見舞金を支払います。

（宿泊見舞金の支払い）

- 32 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、宿泊見舞金又は宿泊見舞金と死亡補償金又は通院見舞金を支払います。

（宿泊見舞金の支払い）

- 33 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、宿泊見舞金又は宿泊見舞金と死亡補償金又は通院見舞金を支払います。

（宿泊見舞金の支払い）

- 34 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、宿泊見舞金又は宿泊見舞金と死亡補償金又は通院見舞金を支払います。

（宿泊見舞金の支払い）

- 35 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、宿泊見舞金又は宿泊見舞金と死亡補償金又は通院見舞金を支払います。

（宿泊見舞金の支払い）

- 36 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、宿泊見舞金又は宿泊見舞金と死亡補償金又は通院見舞金を支払います。

（宿泊見舞金の支払い）

- 37 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、宿泊見舞金又は宿泊見舞金と死亡補償金又は通院見舞金を支払います。

（宿泊見舞金の支払い）

- 38 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、宿泊見舞金又は宿泊見舞金と死亡補償金又は通院見舞金を支払います。

（宿泊見舞金の支払い）

- 39 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、宿泊見舞金又は宿泊見舞金と死亡補償金又は通院見舞金を支払います。

（宿泊見舞金の支払い）

- 40 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、宿泊見舞金又は宿泊見舞金と死亡補償金又は通院見舞金を支払います。

（宿泊見舞金の支払い）

- 41 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、宿泊見舞金又は宿泊見舞金と死亡補償金又は通院見舞金を支払います。

（宿泊見舞金の支払い）

- 42 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、宿泊見舞金又は宿泊見舞金と死亡補償金又は通院見舞金を支払います。

（宿泊見舞金の支払い）

- 43 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、宿泊見舞金又は宿泊見舞金と死亡補償金又は通院見舞金を支払います。

（宿泊見舞金の支払い）

- 44 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、宿泊見舞金又は宿泊見舞金と死亡補償金又は通院見舞金を支払います。

（宿泊見舞金の支払い）

- 45 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、宿泊見舞金又は宿泊見舞金と死亡補償金又は通院見舞金を支払います。

（宿泊見舞金の支払い）

- 46 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、宿泊見舞金又は宿泊見舞金と死亡補償金又は通院見舞金を支払います。

（宿泊見舞金の支払い）

- 47 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、宿泊見舞金又は宿泊見舞金と死亡補償金又は通院見舞金を支払います。

（宿泊見舞金の支払い）

- 48 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、宿泊見舞金又は宿泊見舞金と死亡補償金又は通院見舞金を支払います。

（宿泊見舞金の支払い）

- 49 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、宿泊見舞金又は宿泊見舞金と死亡補償金又は通院見舞金を支払います。

（宿泊見舞金の支払い）

- 50 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、宿泊見舞金又は宿泊見舞金と死亡補償金又は通院見舞金を支払います。

（宿泊見舞金の支払い）

- 51 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、宿泊見舞金又は宿泊見舞金と死亡補償金又は通院見舞金を支払います。

（宿泊見舞金の支払い）

- 52 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、宿泊見舞金又は宿泊見舞金と死亡補償金又は通院見舞金を支払います。

（宿泊見舞金の支払い）

- 53 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、宿泊見舞金又は宿泊見舞金と死亡補償金又は通院見舞金を支払います。

（宿泊見舞金の支払い）

- 54 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、宿泊見舞金又は宿泊見舞金と死亡補償金又は通院見舞金を支払います。

（宿泊見舞金の支払い）

- 55 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、宿泊見舞金又は宿泊見舞金と死亡補償金又は通院見舞金を支払います。

（宿泊見舞金の支払い）

- 56 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、宿泊見舞金又は宿泊見舞金と死亡補償金又は通院見舞金を支払います。

（宿泊見舞金の支払い）

- 57 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、宿泊見舞金又は宿泊見舞金と死亡補償金又は通院見舞金を支払います。

（宿泊見舞金の支払い）

- 58 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、宿泊見舞金又は宿泊見舞金と死亡補償金又は通院見舞金を支払います。

（宿泊見舞金の支払い）

- 59 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、宿泊見舞金又は宿泊見舞金と死亡補償金又は通院見舞金を支払います。

（宿泊見舞金の支払い）

- 60 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、宿泊見舞金又は宿泊見舞金と死亡補償金又は通院見舞金を支払います。

（宿泊見舞金の支払い）

- 61 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、宿泊見舞金又は宿泊見舞金と死亡補償金又は通院見舞金を支払います。

（宿泊見舞金の支払い）

- 62 条 当社は、旅行者が第1号の傷害を受け、その直接の結果として、宿泊見舞金又は宿泊見舞金と死亡補償金又は通院見舞金を支払います。

（宿泊見舞金の支払い）

